

米粉コミュニケーションアイコン

KOMEKO COMMUNICATION ICON

利用規定

施行:令和7年8月28日

目次

米粉コミュニケーションアイコン 利用規定	P.2
米粉コミュニケーションアイコン コンセプト	P.3
米粉コミュニケーションアイコンの使い方	P.4
利用許諾申請について	P.5
利用範囲について	P.6
米粉コミュニケーションアイコン利用規定	P.7
著作元・お問い合わせ先について	P.10

※必ず全てのページをお読みになってから
「米粉コミュニケーションアイコン」をご利用ください

米粉コミュニケーションアイコン 利用規定

米粉コミュニケーションアイコン(以下「本アイコン」といいます)を使用する者(以下「使用者」といいます)は、「米粉コミュニケーションアイコン利用規定」(以下「利用規程」といいます)を遵守するものとします。

1. 使用方法

使用者は、以下の利用目的及びコンセプトの範囲内で本アイコンを使用しなければなりません。

- 1) 日本産 お米・米粉のPR
- 2) 日本産 お米・米粉関連品の販路拡大
- 3) 日本産 お米・米粉の産業振興

※米粉は国産の新用途米粉のみを対象とさせていただきます。

※海外産の米および米粉は対象外となりますので、あらかじめご了承ください。

2. 著作権及び商標権

- (1)本アイコンの著作権及び商標権は許諾者に帰属します。なお、許諾者は著作人格権を行使することを妨げられないものとします。
- (2)使用者は、本アイコンを使用するにあたり、許諾者が求めた場合は、著作権表示また商標権表示を行わなければなりません。

3. 禁止事項

- (1)使用者は、本アイコン及び本アイコンを使用した商標又は意匠の登録を行ってはなりません。
- (2)使用許諾申請に記載した内容と異なる使用をしてはなりません。
- (3)使用者は第三者に本アイコンの使用の許諾をしてはいけません。
- (4)以下に定める方法で本アイコンを使用することはできません。
 - ①本アイコンそのもの及び本アイコンを加工した素材の販売・再配布
 - ②販売を目的とした本アイコンを使用したグッズ等への使用
 - ③特定の団体、企業、個人等のシンボルとしての使用
 - ④ロゴ、サービスマーク、その他商標、意匠等の権利が発生するものへの使用
 - ⑤本アイコンの一部のみの使用
 - ⑥利用規定で認められた方法以外の加工・編集
- (5)以下に定めること及びそのおそれのあることに本アイコンを使用することはできません。
 - ①日本産の米粉に関係しないものなど第1条に定める本アイコンの目的の範囲を超えた使用
 - ②風俗産業、ポルノ、アダルトコンテンツ、出会い系サイト他それらに準じるものへの使用
 - ③個人及び他者を誹謗中傷する使用
 - ④犯罪行為に結びつく、もしくは助長するような使用
 - ⑤脅迫、猥褻的、暴力的その他一般の方が不快に感ずる使用
 - ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員の他、暴力団関係企業、暴力団準構成員、総会屋若しくは社会運動・政治運動等標ぼうゴロ又はこれらに準ずる者(以下「反社会的勢力」といいます。)に関連する使用
 - ⑦選挙運動もしくは特定の政治・思想活動を行い、助長する使用
 - ⑧不適切な勧誘行為を目的とした使用
 - ⑨内容の真偽について事実確認が困難な内容や虚偽を含む使用
 - ⑩法律に抵触し、または公序良俗に反する使用
 - ⑪権利者を誤認させるような使用
 - ⑫権利者が特定の商品・サービス、法人・団体、または個人を推奨していると誤認させるような使用
 - ⑬その他本アイコンのイメージを毀損する使用など、不適切と判断した使用
 - ⑭利用規定に反する使用

米粉コミュニケーションアイコン 利用規定

5. 対価

第1条に定める目的の範囲内であれば、無償で本アイコンをダウンロードして使用することができます。

6. 反社会的勢力の排除

使用者は、自らが現在および将来にわたり、次の各号に定める反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。

(1) 暴力団、暴力団員、その他暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者

(2) 前号の者と密接な関係を有する者

7. 許諾の撤回

(1) 許諾者は、以下の各号のいずれかに該当する合理的な理由がある場合、使用者に対し2ヶ月前までに書面で通知することにより、本アイコンの使用許諾の全部または一部を撤回することができるものとします。

① 許諾者の事業戦略の変更により、本アイコンの利用方法を見直す必要が生じた場合。

② 許諾者が本アイコンの利用許諾を継続することが困難または不適切であると合理的に判断するに足る事由が発生した場合。

(2) 前項に基づき許諾が撤回された場合、使用者は、撤回日以降、本アイコンの使用を直ちに中止しなければなりません。

(3) 本条に基づく許諾の撤回により使用者に損害が生じた場合であっても、許諾者は、法令に定める場合を除き、一切その賠償責任を負わないものとします。

8. 規程の変更

(1) 許諾者は、利用規定に定める権利義務に影響を生じさせない形式的な変更については、使用者に通知することなく利用規定を変更することができるものとします。

(2) 利用規定の変更については、改定日の2週間前までに、ウェブサイト

「米コ塾 米粉コミュニケーションアイコン(<https://jyuku.komeko-times.jp/icon>)」上に改定後の利用規定を掲載しまたは使用者に通知することで、変更することができます。

米粉コミュニケーションアイコン コンセプト

米粉コミュニケーションアイコンとは、米コ塾会員や米粉関連事業者の皆様が、購買者であるお客様に対し、商品の魅力や企業の想い、自社の取り組みをスムーズに伝えるために自由にご利用いただける、“ビジュアル・メッセージ”としてのアイコンです。

本アイコンは、米コ塾にてデザイン・制作し、会員の皆様へ向けて米コ塾公式WEBサイトに無料配布しています。

社会課題解決 SOCIAL CHALLENGES

お米・米粉が抱える社会課題に対して、解決となるようなメッセージをシンボル化したアイコンです。自社の社会課題に向き合う際に、ご活用いただけます。



食感 KOMEKO TEXTURES

米粉料理の代表的な食感をシンボル化したアイコンです。自社商品の食感説明や表現にご活用いただけます。



メニュー KOMEKO MENUS

米粉料理メニューの様々な種類をシンボル化したアイコンです。自社商品・メニューの紹介時にご活用いただけます。



米粉コミュニケーションアイコンの使い方

米粉コミュニケーションアイコンは、以下のご利用方法にて、利用者のお米・米粉関連商品やメニューのPR活動にご活用いただけます。

※米粉は国産の新用途米粉のみを対象とさせていただきます。
※海外産の米および米粉は対象外となりますので、あらかじめご了承ください。

活用事例

<アイコン活用の目的となるニーズ>

生産者様

- 地域の風景を守ります
- 3代伝わる水田で作っています
- パン専用の米粉です
- おすすめレシピ公開しています

製造・メーカー様

- 被災した地域の商品を応援
- パンケーキ用の米粉です
- ふわふわに焼き上がります
- 小麦アレルギーの人におすすめ

飲食店様

- オール地産地消の一皿です
- 米麺を使用しています
- とろみも米粉でつけています
- もちもちの食感が特徴です

<活用例>

◆商品パッケージへのアイコン利用

・社会課題を解決につながる商品である場合は、アイコンをパッケージに入れる事でその商品が社会課題解決に役立つことをPRできます。

・商品がメニューアイコンのいずれかに該当する場合は、商品の特徴説明として、アイコンを使用する事により、メニューの紹介ができます。

例：スイーツもパンも対応できる米粉の場合は、対応するメニューアイコンをパッケージに入れる事で、その商品で作れる米粉メニューの表示ができます。

・商品やメニューの調理後の食感をPRする際に、食感アイコンが活用できます。

◆自社(商品)ウェブサイトやSNSでの発信に

・上記と同様の内容を、自社や商品ウェブサイト・SNSなどで発信できます。

◆販売店舗・外食店舗等でのPOPとして

・食感やメニューの説明としてアイコンをPOP(メニューや店頭ポスター等)に活用できます。

上記の用途以外のご利用方法のご要望等あれば、ぜひお気軽にお問い合わせください

利用申請について

米粉コミュニケーションアイコンの利用には、必ず利用申請が必要です。
利用申請は、以下の手順に従って申請ください。

1. 米コ塾「米粉コミュニケーションアイコン利用申請」フォームから
必要事項を記入して送信

URL: <https://form.run/@komeko-icon>



2. 米コ塾より、米粉コミュニケーションアイコンご利用案内のメール
がきたら、本利用規定に沿ってご利用ください。

※「利用規定」は随時改正されます。申請前に必ず最新版をご利用ください。

利用範囲について

◆利用目的

- 1) 日本産 お米・米粉のPR
- 2) 日本産 お米・米粉関連品の販路拡大
- 3) 日本産 お米・米粉の産業振興

※米粉は国産の新用途米粉のみを対象とさせていただきます。
※海外産の米および米粉は対象外となりますので、あらかじめご了承ください。

◆商用利用について

以下の商用利用に関しては、特に問題なくご使用いただけます。

- ・利用者が自社商品のパッケージにアイコンを活用する。
- ・利用者の企業WEBサイト・SNS等にてアイコンを活用する。
- ・利用者が自社商品のPOP類(ポスター・メニュー等)にアイコンを活用する。

以下の商用利用はできません。

- ・本アイコンそのもの及び本アイコンを加工した素材の販売・再配布
- ・販売を目的とした本アイコンを使用したグッズ等への使用
- ・特定の団体、企業、個人等のシンボルとしての使用
- ・ロゴ、サービスマーク、その他商標、意匠等の権利が発生するものへの使用

米粉コミュニケーションアイコン利用規定

(1)指定色について

米粉コミュニケーションアイコンは指定色があります。

指定色のままでのご利用か、モノクロでのご利用となります。周りの印刷がカラーの場合は指定色でご利用ください。

カラー



DIC 98
R0 G187 B210
C75 M4 Y24 K0



DIC 2530
R255 G177 B59
C0 M41 Y77 K0



DIC 2509
R255 G107 B79
C0 M73 Y62 K0

モノクロ



R50 G50 B50
C0 M0 Y0 K90

(2)縦横比について

縦横比を変更しないようにしてください。



米粉コミュニケーションアイコン利用規定

(3)アイソレーションについて

米粉コミュニケーションアイコンのアイソレーション(保護エリア)を守った上で、他デザインパーツや文字の配置等を行ってください。



(4)最小サイズについて



【最小サイズ】

印刷物 $A=30\text{mm}$

デジタル $A=145\text{px}$



デジタル最小サイズ実寸

米粉コミュニケーションアイコン利用規定

(5)使用禁止例

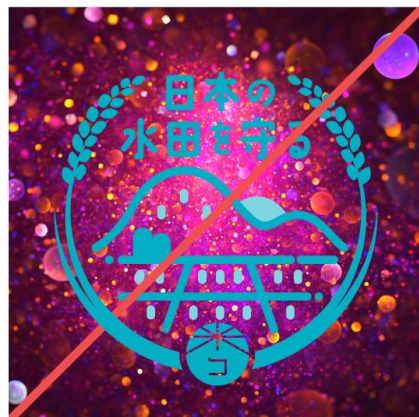
以下のような誤った利用はしないでください。



近似色の背景への配置不可
(カラー)



近似色の背景への配置不可
(モノクロ)



視認性を低下させる
背景への配置



指定色以外に変更不可



カラーの変更不可



変形不可
(長体・平体・斜体・回転)



アイソレーション内の
他要素の表示



間隔の変更



文中での使用

米粉コミュニケーションアイコン利用規定

(6)「こめりん(KOMERiN)」バージョンの米粉コミュニケーションアイコンについて

米粉コミュニケーションアイコン広報大使「こめりん(KOMERiN)」バージョンのアイコンも併せて配布いたします。

「こめりん(KOMERiN)」は、お米と米粉の魅力を、やさしく、たのしく、ていねいに伝えるナビゲーターとして生まれました。

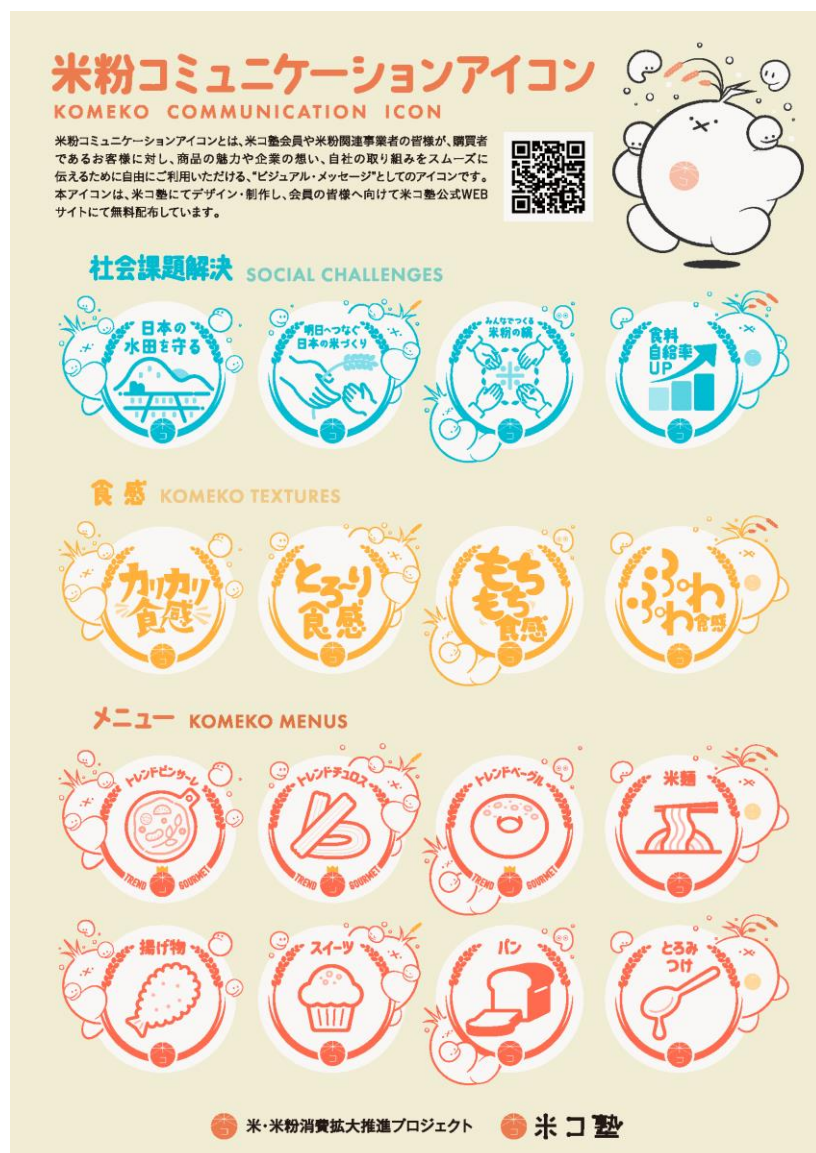
「食べることの楽しさ」や「米粉の新しい可能性」を、みなさまの毎日の暮らしの中にふわっと届けるキャラクターです。

米粉コミュニケーションアイコンをより活用する方法や、一般消費者に受け入れられるように米粉を象徴するキャラクターとして誕生しました。

季節によって変化する稲とともに、四季折々のこめりんが米粉の訴求を後押しします。

こめりん(KOMERiN)バージョンの米粉コミュニケーションアイコンも併せて配布いたしますので、是非ご活用ください。

※「こめりん(KOMERiN)」バージョンの米粉コミュニケーションアイコンの利用規定は、米粉コミュニケーションアイコンの利用規定に準拠いたします。



著作元・お問い合わせ先について



米コ塾は、「食」の各分野の専門家が集い、技術やノウハウを共有しながら、米粉普及の未来を探求するコミュニティです。

米粉をより多くの消費者に知ってもらうため、米粉の特性を活かした利用方法などについて議論を重ね、専門的なプラットフォームの確立を目指しています。

飲食店オーナーやシェフ、料理家、生産者、食品メーカー、デザイナーなど、米粉の可能性を追求する多様なメンバーで構成されており、それぞれの専門性を活かしながら、最新の知見や技術を共有し、研究活動を展開しています。



jyuku.komeko-times.jp

お問い合わせ先

下記のお問い合わせフォームから、必要事項をご入力いただき送信ください。

<https://form.run/@komekojyuku-contact>

